



発行 東京都

目次

79

規則

- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部保健政策課）…一
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部食品監視課）…一
- 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部環境保健衛生課）…五
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…七
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…一〇
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…三
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…三
- プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百二十二号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、同号ハ中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改め、同号中ハをニとし、同号ロ中「第三条の二第二項」を「第三条の三第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第三条の二第二項の規定による譲渡により営業者の地位を承継する者の承認
第二条中「第十一号ニ及びホ」を「第十一号ホ及びへ」に改める。

附則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百十三号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和二十三年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「規則」の下に「第六十七条の二第一項、」を加え、「届書」を「届出書」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第5条関係）

（第一片）

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票		送付枚数
報告者氏名 (役職)	会社名 (部署名)	
所在地	情報受付日	年 月 日
電話番号 FAX番号		
情報提供者	<input type="checkbox"/> 摂取者本人 <input type="checkbox"/> 摂取者の家族等 <input type="checkbox"/> 医療機関	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

該当箇所にてチェック又は空欄に記入してください（複数回答可）。
 「指定成分等を含む食品」の場合、*の付いている項目は必須ですの必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。
 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="radio"/> 含有あり	* 指定成分等の1日摂取目安量 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$)	
	<input type="radio"/> 含有なし	* 管理成分の1日摂取目安量 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$)	
	<input type="radio"/> 不明		

1 症状

<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> かゆみ・発疹	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 呼吸困難
<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 不正性器出血
<input type="checkbox"/> 倦怠感	<input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐	<input type="checkbox"/> 黄疸	<input type="checkbox"/> 月経不順
<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目： <input type="checkbox"/> その他 具体的な部え： []			

* 症状・主訴

* 症状発現日
 その他 () 年 月 日 (頃) 又は 摂取 日 (頃) () 不明

(日本産業規格A列4番)

（第二片）

2 該当する製品情報

* 製品名	<input type="checkbox"/> 不明		
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリヅク <input type="checkbox"/> 粉末	()	
購入日	その他 () 年 月 日)	消費/賞味期限	その他 () 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 不明		<input type="checkbox"/> 不明
* ロット番号	<input type="checkbox"/> 不明 (理由：)		
* 原材料名・含有量・配合量 (全て記入)	<input type="checkbox"/> 不明		
1日当たり摂取目安量 (mg)	<input type="checkbox"/> 不明		
* 食品の種類	<input type="checkbox"/> 保健機能食品 (<input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品)	<input type="checkbox"/> その他	
(機能性表示食品の場合) 機能性関与成分(エキス等の場合)は及びその含有量	<input type="checkbox"/> 不明		
別添資料	*原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし		

*製品の特定が的確になるよう、別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

(日本産業規格A列4番)

(第三片)

3 摂取者及び摂取状況に関する情報

* 個人情報 (氏名・連絡先) について行政への提供を		<input type="radio"/> 同意する	<input type="radio"/> 同意しない
※同意が得られない場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。			
氏名	連絡先		
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> 不明		
年齢	<input type="radio"/> 10歳未満 <input type="radio"/> 10歳代 <input type="radio"/> 20歳代 <input type="radio"/> 30歳代 <input type="radio"/> 40歳代 <input type="radio"/> 50歳代 <input type="radio"/> 60歳代 <input type="radio"/> 70歳代 <input type="radio"/> 80歳代 <input type="radio"/> 90歳代 <input type="radio"/> 100歳以上 <input type="radio"/> 不明		
当該製品の入手方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 () <input type="checkbox"/> (ネット) 通販 <input type="checkbox"/> 訪問販売 <input type="checkbox"/> 個人輸入 <input type="checkbox"/> その他 ()		
* 使用開始日	年 月 日	* 使用中止日	年 月 日
その他 ()		その他 ()	
* 1日摂取量	<input type="checkbox"/> 使用方法のとおり <input type="checkbox"/> 少量 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に:) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 不明 (具体的に:)		
* 症状発現後の使用状況・症状	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 中止後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 中止後再使用 <input type="checkbox"/> 再使用で症状再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 減量後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 増量 <input type="checkbox"/> 増量後に症状悪化: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 不明		
* 併用している他の健康食品	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明		
製品名		製造者名	
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

(日本産業規格A列4番)

(第四片)

4 受診情報

* 医療機関受診	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明	受診日:
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合は全て記載)	医療機関名: 所在地:	受診日: 所在地:
その他の医療機関 (かかりつけ病院)	医療機関名: 所在地:	受診日: 所在地:
妊娠の有無	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明	
* 併用している医薬品の詳細	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明	服用目的
①	医薬品名	
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		

(日本産業規格A列4番)

(第五片)

備考欄	
5 行政への届出	
指定成分等を含む場合	
* 届出の要否	<input type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 要
受診した医師による診断:	

(日本産業規格 A列 4番)

(第六片)

(保健所使用欄)			
症状	詳細 (診断名等)	重篤度	転帰
<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	不明	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明
複数選択可 <input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	不明	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明

重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。

①軽微：摂取者が、医療機関において外来治療を受けた場合
 ②軽度：摂取者が、医療機関において外来治療を受けた場合
 ③中等度：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、治癒した場合
 ④後遺症：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合
 ⑤死亡：摂取者が、死亡した場合

その他特記事項

(日本産業規格 A列 4番)

別記第九号様式(裏中)

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	<input type="checkbox"/>

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>

「許可番号」を「許可の番号」に改める。
別記第十一号様式(裏中)「相統・」を「譲渡・相統・」に

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	

譲渡した者	譲渡した者	譲渡した者
譲渡した者の氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
譲渡した者の住所 (法人にあつてはその所在地)		
譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。法人成り(個人事業主が法人に成り代わること)をいう。以下同じ。)の場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等)	

を

に、

を

に改め、

同様式(裏中)「所在地」の次に「(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)」を加え、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記第十二号様式(裏)及び第十三号様式(裏中)

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	<input type="checkbox"/>

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>

「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附則

- この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第九号様式及び第十一号様式から第十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の食品衛生法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百五十四号

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項ただし書中「第一号から第五号までの」を「当該」に、「第二号にあつては」を「第二号にあつては、」に改め、同項第六号を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

(承継の届出)

第二条の二 条例第三条第三項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三号様式の二による興行場営業承継届を提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

二 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

三 譲渡の年月日

四 興行場の名称及び所在地

2 前項の興行場営業承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

第三条の前の見出しを削る。

別記第一号様式中

〔6〕 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則第2条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

削る。

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2(第2条の2関係)

殿

年 月 日

住所
氏 名

年 月 日生

電 話 ()

〔法人にあつては、名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名〕

興行場営業承継届

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例第3条第3項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 興行場営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名
〔法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名〕

2 譲渡の年月日

3 興行場の名称

4 興行場の所在地

添付書類

(1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

(日本産業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十二年東京都規則第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号を削る。

第三条第二項中「規則」の下に「第一条の第三第一項、」を加え、「別記第四号様式から第六号様式まで」を「別記第三号様式の二から別記第六号様式まで」に改め、同条第二項中「及び第三条の第三第一項」を「第三条の第三第一項及び第三条の四第一項」に、「別記第七号様式から第八号様式まで」を「別記第六号様式の二から別記第八号様式まで」に改める。

別記第一号様式中

〔5〕 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 を

〔6〕 旅館業法施行規則第1条第2項に規定する書類 」

〔5〕 旅館業法施行規則第1条第2項に規定する書類 」に改める。

別記第三号様式の次に次の二様式を加える。

別記第3号様式の2(第3条関係)

殿

年 月 日

<譲受人> 住所 氏名 ()
 電 話 ()
 <譲渡人> 住所 氏名 ()
 電 話 ()

【法人にあつては、名称、事務所の所在地
 及び代表者の氏名】

旅館業営業承継承認申請書

旅館業法第3条の2第1項の規定により、下記のとおり譲渡による旅館業営業承継の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 譲受人（法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日
- 2 譲渡人（法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 3 譲渡の予定年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容添付書類
 - (1) 旅館業の譲渡を証する書類
 - (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

(日本産業規格A列4番)

別記第4号様式中「第3条の2第1項」や「第3条の3第1項」に改め、
 別記第5号様式中「第3条の2第1項」や「第3条の3第1項」に「寄附行為」や
 「寄附行為」に改め、
 別記第6号様式中「第3条の3第1項」や「第3条の4第1項」に改め、同様式の次
 次の一様式を加える。

別記第6号様式の2(第3条関係)

(表)

第 号

旅館業営業承継承認書

<譲受人>	住 所 名
<譲渡人>	住 所 名

(法人にあつては、名称及び事務所の所在地)

年 月 日付けで申請のあつた譲渡による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

東京都知事

記

- 1 譲受人(法人にあつては、名称及び事務所の所在地)
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 2 譲渡人(法人にあつては、名称及び事務所の所在地)
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 3 施設の名称
- 4 施設の所在地
- 5 条件

(日本産業規格A列4番)

(裏)

[教 示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

別記第七号様式表及び別記第七号様式の二表中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

別記第八号様式表中「第3条の3」を「第3条の4」に改める。

附則

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式及び別記第四号様式から別記第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月5日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百五十六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和三十九年東京都規則第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号を削る。

第四条中「第二条」を「第一条の二」に、「別記第五号様式から第六号様式の二まで」を「別記第四号様式の二から別記第六号様式の二まで」に改める。

別記第一号様式中

「(6) 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類」を「別記第四号様式の次に次の一様式を加える。」

別記第四号様式の2(第4条関係)

殿

年月日

住所氏名

年月日生

電話番号

〔法人にあつては、名称、事務所〕
〔所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 浴場業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

〔法人にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名〕

2 譲渡の年月日

3 施設の名称

4 施設の所在地

添付書類

(1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(日本産業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条」を「第二十条の二」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式の五、第三号様式」に改める。

別記第一号様式中

「6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

削る。」

別記第二号様式の四の次に次の一様式を加える。

第2号様式の5(第2条関係)

殿

年 月 日

住所

氏名

年 月 日生

電話 ()

〔法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

理容所の開設者の地位承継届

下記のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

〔法人の場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の理容師法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十八号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条」を「第二十条の二」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」の五、「第三号様式」に改める。

別記第一号様式中

「6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

削る。

別記第二号様式の四の次に次の一様式を加える。

第2号様式の5 (第2条関係)

殿

年 月 日

住所
氏名

年 月 日生

電話 ()

〔法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

美容師法の開設者の地位承継届

下記のとおり美容師法の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

〔法人の場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 美容師法の名称

4 美容師法の所在地

添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の美容師法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百五十九号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二条の四」を「第二条の五」に、「別記第九号様式」を「別記第八号様式の三」に改める。

別記第五号様式中

〔3〕 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類を削る。

別記第六号様式中「若しくは」を「又は」に改め、

〔3〕 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類を削る。

別記第八号様式の二の次に次の二様式を加える。

第8号様式の3 (第7条関係)

<p style="text-align: center;">クリーニング所の営業者の地位承継届</p> <p>下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業を譲渡した者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住所 (2) 氏名 <p>〔法人の場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕</p> 2 譲渡の年月日 年 月 日 3 クリーニング所の名称 4 クリーニング所の所在地 <p>添付書類</p> <p>(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類</p> <p>(2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話 ()</p> <p style="text-align: right;">〔法人の場合は、その主たる事務所 の所在地、名称及び代表者氏名〕</p>
---	--

第8号様式の4 (第7条関係)

年 月 日

殿

無店舗取次店の営業者の地位承継届

下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

住所
氏名
年 月 日生
電話 ()

〔法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

1 営業を譲渡した者
(1) 住所
(2) 氏名
〔法人の場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 無店舗取次店の名称

4 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号

5 業務用車両の保管場所

添付書類
(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
(2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

別記第九号様式の二、第十号様式の三及び第十号様式の四中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第五号様式、第六号様式、第九号様式の二、第十号様式の三及び第十号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十号

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則

プール等取締条例施行規則(昭和五十年東京都規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(経営の譲渡による承継の届出)

第五条の二 条例第三条の二第二項の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、プール等経営承継届(別記第三号様式の二)を提出しなければならない。

2 前項のプール等経営承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 経営の譲渡が行われたことを証する書類
 - 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書
- 第九条第一項中「前三条」を「前四条」に改める。
- 別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2 (第5条の2関係)

年 月 日

殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

ゾ ー ル 等 経 営 承 継 届

下記のとおりゾール等の許可経営者の地位を譲渡により承継したので、ゾール等取締
条例第3条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 経営を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

2 譲渡の年月日

3 施設の名称

4 施設の所在地

添付書類

(1) 経営の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

